

お客さま各位

北央信用組合

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

北央信用組合（理事長 畠山則和）は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて下記の取組みを実施いたします。

当組合は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、様々な商品・サービスの提供に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手帳の発行受付終了

受付終了日	2026 年 6 月 30 日(火)
内 容	手形帳・小切手帳の発行依頼の受付を終了いたします。

2. 自己宛小切手発行の終了

受付終了日	2026 年 6 月 30 日(火)
内 容	自己宛小切手の発行を終了いたします。

3. 2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立および割引の受付停止

実施日	2025 年 9 月 1 日(月)
内 容	2027 年 4 月 1 日(木)以降を期日とする手形や先日付小切手について、代金取立ならびに割引の受付を停止します。

4. 当座預金（一般口）の新規口座開設停止

実施日	2025 年 9 月 1 日(月)
内 容	当座預金（一般口）の新規口座開設を停止します。 実施日以降は普通預金等をご利用ください。 ※既に当座預金（一般口）をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

5. 一般当座貸越の新規申込停止

実施日	2025 年 9 月 1 日(月)
内 容	一般当座貸越の新規申込を停止します。 ※既に一般当座貸越をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

6. 払戻伝票による当座預金出金の取扱開始

実施日	2025 年 9 月 1 日(月)
内 容	当座預金(当座勘定)の払戻伝票による取扱いを開始します。 ただし、小切手と同様に払戻伝票によるお引出しのお取扱いは口座開設店に限ります。 ※小切手による店頭での払出については、引き続きご利用いただけます。

＜当組合は電子的な決済方法への移行を推奨しております＞

手形・小切手に代わる決済方法として、「電子記録債権（でんさい）」や、「ほくしんビジネスバンキング」への移行をご案内しておりますので、是非ともご検討をお願い申し上げます。

サービス名	メリット
ほくしんビジネスバンキング （振込・振替サービス）	◎小切手の代替となるサービス ・現物の紛失、盗難等の心配がない ・振出、郵送作業、保管、管理等が不要
電子記録債権 （でんさい）	◎手形の代替となるサービス ・取引先への郵送料、印紙代が不要 ・非対面での取引が可能、取引先や金融機関等に行く必要がない

詳しくはお取引店へお問い合わせください。

以上